

令和3年度 国際機関等への拠出金等に対する評価シート

総合評価	評価基準1	評価基準2	評価基準3	評価基準4
B	b	b	b	b

■ 拠出金等の概要

1 拠出金等の名称	
クメール・ルージュ特別法廷国際連合信託基金拠出金	
2 拠出先の名称	
国連クメール・ルージュ特別法廷支援部	
3 拠出先の概要	
クメール・ルージュ(KR)特別法廷は、1970年代後半に100万とも200万とも言われる自国民を大量虐殺したKR政権幹部を裁くため、国連の協力によりカンボジア国内裁判所で実施される国際水準の法廷。1997年にカンボジアのラナリット及びフン・セン両首相が国連事務総長にKR裁判への支援を要請し、その後、カンボジア政府と国連間で交渉が続けられた末、2003年に本特別法廷の設置が合意され(同年国連総会決議A/RES/57/228Bを踏まえ、カンボジア政府と国連間でMOU(覚書)を締結)、2006年にプノンペン(カンボジア)に設立された。	
4 (1) 本件拠出の概要	
本法廷は、カンボジア司法官及び国際司法官(判事、検事、捜査判事)が協力し、KR政権上級指導者及び当時の犯罪に最も重大な責任を持つ者をカンボジア刑法のほか、ジェノサイド条約上の犯罪や人道に対する罪、戦争犯罪などに関して裁くもの。アジアにおける20世紀最大の人道に対する罪とされるKRの犯罪を裁き、正義を達成することで、カンボジアの負の歴史を清算し、国民和解を促すとともに、将来の同国における法の支配の強化に資すること等を目的としている。本拠出は、裁判の運営予算の一部として国際職員等の人件費等に充当される。	
4 (2) 本件拠出の形態	☒ コア拠出 ☐ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和2年度当初予算額	0円
令和2年度は日本からの拠出は行わなかったが、令和元年度拠出分106百万円については、同年度第4四半期に拠出を行ったことから、先方2020会計年度の収入に計上された。先方2020会計年度における日本の拠出率は、8.22%。	
令和3年度当初予算額	23,760千円
5 担当課室・関係する主な在外公館	
アジア大洋州局南部アジア部 南東アジア第一課	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)

本件拠出金は、外務省政策評価体系上、「基本目標Ⅰ 地域別外交」、「施策Ⅰ-1 アジア大洋州地域外交」、「個別分野5 タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好関係の強化」、「測定指標5-1 要人往来等を通じた二国間関係の強化」の下に設定された中期目標「様々なスキームを通じての各種会談・協議等を実施し、各国との二国間関係を強化する」を達成するための達成手段の一つと位置づけている。（令和2年度外務省政策評価事前分析表（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100097982.pdf>）23 ページ参照）

これに加え、本拠出金は、外務省政策評価の「基本目標Ⅱ：分野別外交」「施策Ⅱ-3 国際法の形成・発展に向けた取組」「個別分野1：国際法規の形成への寄与と外交実務への活用」「測定指標1-1 国際法規形成及び発展に対する我が国の貢献」の達成にも資するほか、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、カンボジアにおける法の支配の強化を達成するための達成手段の一つとしても位置づけている。

1-1 (2) 上記 1-1 (1) の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性（その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。）

日本は 1990 年代初頭からカンボジアの和平交渉への参加や PKO 派遣を通じて、カンボジアの平和構築に貢献してきた。復興支援へと続く日本の一貫した取り組みは、両国間に強固な信頼関係を築き、その信頼関係を基礎として、両国関係は発展してきた。KR 特別法廷は、その設置目的から同国の平和構築の総仕上げとして位置付けられており、本法廷への拠出は両国の信頼関係をさらに強化するもの。

また、KR 特別法廷は、カンボジアにおける正義の達成と同国の今後の発展にとり不可欠な「法の支配」の強化を目的として掲げており、「自由で開かれたインド太平洋」の観点からも、インド太平洋地域において法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を構築するために、本拠出金を通じて ASEAN の一員であるカンボジアの法の支配を強化することは、日本の外交戦略に合致する。

なお、KR 特別法廷は、日本のノン・プロジェクト無償資金協力見返り資金の支援スキームにより設立された KR 裁判文書センター（LDC）と連携し、本件裁判関連文書の同センターへの移管・保存作業を実施している。同センターは、本件裁判関連の教育・研究拠点となっているほか、セミナーやイベントを開催し本裁判を通じて得られた経験を次世代に継承する場として活用されており、本拠出が目指す正義の実現による法の支配の強化を側面的に支援している。

1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

日本は、主要ドナー・グループの一員として、ニューヨーク及びプノンペンにおいて特別法廷を支援するドナー会合の中核メンバーであり、これらのドナー会合、更には二国間の働きかけを通じ、裁判の運営について日本の意見の反映を図っている。

2006 年の本法廷設置以来、プノンペンで特別法廷の支援国会合（フレンズ会合）の共同議長をフランスと共に務め、定期的に会合を開き、裁判の進捗について現地ベースで把握するとともに、ドナー間の意見調整や特別法廷との橋渡しを行っている。日本は本評価期間中もフレンズ会合共同議長国として3回の会合を主催し、法廷の迅速な進展に向けて働きかけを行った。ニューヨークでは、裁判の進捗を監視し、非司法的事項について指針を与えることを目的としたドナーのためのレビュー・メカニズムとして運営委員会が 2008 年以降設置されており、特別法廷関心国（GIS：Group of Interested States）のうち、特別法廷に主要な資金的貢献を行い、特別法廷に対する国連の技術支援を支える明確な政治的意思を示した国がメンバーに加わっている。日本は本評価期間中も運営委員会メンバーとして 13 回の主要ドナー・グループ会合に参加し、財政状況含む法廷の適正な運営に向けて働きかけを行った。

1-3 拠出先との間での要人往来、政策対話等

・2019 年8月、第 10 回日・カンボジア人権対話において、ケオ・レミー人権委員会委員長（首相補佐特命大臣）から、日本の支援への謝意を表するとともに、KR 特別法廷が国内裁判所の模範になっている旨述べた。

・2020年2月、三上大使からビン・チン副首相兼閣僚評議会担当大臣に裁判への抛出の見通しについて伝達したところ、ビン・チン副首相から、これまでの日本の多大な貢献を高く評価しており、KR 特別法廷が成功裏に終了した暁には、日本はまさにその名誉を受けるに値すると述べた。 ・2020年8月、茂木外務大臣からブラック・ソコン副首相兼外相との会談において裁判の迅速な完結に向けた働きかけを行い、ブラック・ソコン外相から、本裁判はカンボジアにおける正義の実現に必要と述べた。
1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による抛出先への関与及び同関係者にとっての本件抛出の有用性・重要性
・以下の大学から関係者・学生が特別法廷を訪問し、意見交換を実施。 -2019年5月、立命館大学助教授が KR 特別法廷を訪問。研究のために法廷職員関係者にインタビュー調査を実施し、右調査結果等を元に関連論文を執筆した。 -2019年12月、名古屋大学関係者及び学生10名が訪問し、法廷関係者よりブリーフを受けた。 -2020年1月14日、早稲田大学教授が訪問し、法廷関係者からブリーフを受けるとともに意見交換を実施。 ・また、慶應義塾大学は、2018年7月の特別法廷訪問等をきっかけに、同法廷への短期派遣プログラムの実施やインターンシップ・プログラムに係る MOU 締結を実現すべく、KR 特別法廷や在カンボジア日本大使館と調整を行っている(いずれも2020年に実施予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により延期)。
1-5 1-1(1) 外交政策目標に向けた本件抛出の貢献度に係る総括
本抛出は、カンボジアの平和構築に対する一貫した支援として日本とカンボジアの二国間関係の強化に貢献しており、上記1-3のカンボジア政府ハイレベルからの高い評価はその証左。また、カンボジアの和平交渉への参加や PKO 派遣から KR 特別法廷への支援までの日本の平和構築への貢献は、日本が重視する積極的平和主義の代表例としても位置付けられており、日カンボジア関係における象徴的な協力案件の一つになっている。 また、法の支配の強化の観点では、これまでの裁判プロセスを通じ、カンボジアの司法界に国際的ノウハウが普及し、カンボジアの司法界全体における法の支配の強化に資するとともに、カンボジア人司法官及び裁判運営職員的能力構築を図ってきた。また、広報やアウトリーチ活動を通じ、カンボジア国民に対して法の支配の意義についての理解を促進することができた。さらには、カンボジア国内における文脈のみならず、国際刑事司法の文脈においても、20世紀にアジアで発生した最大の人道に対する罪の一つと言われる KR 政権下の犯罪を裁く重要な意義を持つほか、国連の協力による国内裁判という独自の枠組みでの裁判実施は、今後他のポスト・コンフリクト国(紛争終結後の国)において正義達成を図る上でのモデルケースとなることが期待されている。上記1-4のとおり特別法廷と日本の大学との関係強化にも大きく貢献しており、ともすれば西側諸国の人材に偏りがちな国際刑事司法の分野で、将来の法曹関連の人材となり得る日本の学生たちが経験獲得や能力強化を図ることのできる有益な機会を提供している。このように、本抛出は「自由で開かれたインド太平洋」の重要な柱である法の支配の強化を、様々な形で具現化してきている。 なお、KR 特別法廷の司法プロセスは、下記2-1(1)、2-3、3-1(4)及び3-2(1)のとおり各司法事案の進捗の見通しを示した完了計画と四半期進捗報告書が四半期ごとに更新・作成されており、日本がメンバーとして参加する会合において国連もしくは法廷事務局から説明がなされ、日本として裁判プロセスの進捗をフォローするとともに、迅速化・効率化について働きかけを行ってきた。こうした働きかけの結果もあり、下記2-1(2)の成果が得られた。 以上を総合的に勘案すれば、本抛出は、評価対象期間中において、カンボジアとの二国間関係の強化及び法の支配の強化という外交目標の達成に相応の貢献をした。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標
KR 特別法廷は、2014 年 3 月以降、裁判完了に向けた道筋を示すため、特別法廷完了計画を策定している。同計画は、既存の司法事案の取り進めに係るタイムラインを予測したもので、四半期毎に見直されている。 本評価期間当初の完了計画第 20 版(2019 年 3 月)では、①2020 年末までの第二事案第二分離事案控訴プロセス終了、②2019 年末までの第三事案捜査結果にかかる裁判前法廷決定、③2019 年末までの第四事案第二分離事案捜査結果にかかる裁判前法廷決定、④2020 年第 1 四半期までの第四事案捜査結果にかかる裁判前法廷決定の達成が主な成果目標であった。 これらのうち③については本評価期間中に達成されており、最新の完了計画第 28 版(2021 年 3 月)によれば、①第二事案第二分離事案について 2022 年第 4 四半期までに結審すること、第三及び第四事案について 2021 年第 2 四半期までに起訴適否の判断を終えることを成果目標としている。本評価期間中の具体的取組は、下記 2-1 (2) のとおり。 なお、本法廷においては、国連とカンボジア側の合意に基づき、共同捜査判事による司法捜査、裁判前法廷による起訴決定、(起訴が決定された場合は)初級審と最高審からなる二審制からなる裁判プロセスが採用されている。初級審と最高審では、それぞれ国内側／国際側判事による特別多数決で判決が下される。
2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果
・評価対象期間における裁判の進捗状況・実績は以下のとおり。 ○第二事案第二分離事案(ヌオン・チア元国会議長及びキュー・サンパン元国家元首が被告)については、裁判当事者の控訴通告を受け、2019 年 7 月に最高審が裁判文書を受領。2019 年 8 月のヌオン・チア被告死亡を受け、同被告公判は終結。裁判官忌避申立却下を経て残るキュー・サンパン被告に対する上訴審プロセスが進行中であり、2021 年第 2 四半期に最高審公判が開かれる見込み。 ○第三事案(ミナス・ムット元中央委員(軍幹部)が被疑者)については、2018 年 11 月に国内及び国際共同捜査判事が発出した捜査終結命令につき、2021 年 4 月に裁判前法廷が国内及び国際間で内容の異なる捜査終結命令の発出は違法と裁定。今後特別法廷内で起訴の是非にかかる最終判断が為される見込み。 ○第四事案第二分離事案(アオ・アン元中央ゾーン副書記(地方幹部)が被疑者)については、2019 年 12 月に上記第三事案と同様の裁判前法廷裁定があった後、2020 年 8 月に最高審において不起訴が決定。 ○第四事案(ジム・ティット元北西ゾーン副書記)については、2019 年 6 月に国際・国内共同捜査判事が内容の異なる捜査終結命令を発出。2021 年第 2 四半期に裁判前法廷が本捜査終結命令に対する申立について判断する見込み。 ・本法廷は、以下の広報活動を通じ、カンボジア国民及び国外各国・関係機関に本法廷のレガシーを発信。 ○法廷での裁判傍聴、スタディ・ツアー、学校訪問等:2009-2020 年までに計 63 万人が参加(2019 年は 28,307 人、2020 年は 7,647 人)。 ○ラジオ番組(週 1 回)や TV 番組(不定期)を通じた広報 ○プノンペンでの国連人権高等弁務官事務所(UNOHCHR)事務所主催のレガシー会合(2019 年 6 月)等を通じた、各国、関係機関、研究団体等との意見交換 ○本件裁判文書の移管が進む KR 裁判文書センター(LDC):2019 年は 571 名、2020 年は 33 人が訪問。コロナ下ではリモートで国内外の研究者等への裁判文書の共有など協力。
2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果
2-3 評価基準2関連の日本側の取組(その結果としての拠出先の対応を含む)

上記2-1(1)の特別法廷完了計画は、国連行財政問題諮問委員会(ACABQ)の勧告を踏まえ、裁判の迅速化・効率化のための完了戦略の策定を求める日本の主張が国連総会決議に盛り込まれたことをきっかけに策定されるようになったもの。

日本は、上記1-2のとおりニューヨーク及びプノンペンでの関連会合を通じて本法廷の迅速な進展に向けて働きかけを行った。

この結果、評価期間当初の計画より一部遅延が見られるものの、①ヌオン・チア被告死去を踏まえた同被告公判終了、②第四事案第二分離事案不起訴決定、③第三事案裁判前法廷裁定等により、成果目標の一部が達成されたほか、残りの公判・捜査プロセスも進捗しており、2022 年末までの本裁判完了の目処が高まっている。

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要	
3-1 (1) 会計年度	1月から12月
3-1 (2) 直近2年度分の決算報告書の受領(先方公表)年月	・ 2019 年 12 月 (日本の 2019 年度分) ・ 2020 年 12 月 (日本の 2020 年度分)
3-1 (3) 報告書未受領の場合、その理由	
(参考)次回報告書の受領予定時期等	2021 年 12 月頃(日本の 2021 年度分)
3-1 (4) 決算報告書(及び外部監査報告書)等の要点	
四半期報告書は、それぞれの対象期間における拠出先機関全体の決算をカバーするものである。日本の拠出はKR 特別法廷の国連側予算の通常予算に充当されているが、日本の 2018 年度拠出分 1,200 千ドルについては先方 2019 年会計年度の収入として、また、日本の 2019 年度拠出分 960 千ドルについては先方 2020 会計年度の収入として、それぞれ計上されている。 決算状況に関しては、本特別法廷の予算は2か年計画で策定されている。2019 年会計年度で発生した残余金 1,784 千ドルについては、このうち国連分担金からの補助金からなる残余金 1,241 千ドルは国連に返納され、各国の拠出金からなる残余金 543 千ドルは次年度に持ち越された。また、2020 年会計年度末で発生した残余金 541 千ドルについては、このうち国連分担金からの補助金からなる残余金 346 千ドルは国連に返納され、各国からの拠出金からなる残余金 195 千ドルは次年度に持ち越された。 外部監査については、2017 年以降実施していないが、内部監査については、3-2(1)に記載のとおり、2019 年に実施した。	
3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理等を含む。)(コア拠出の場合、拠出先機関全体にかかるマネジメント。コア拠出でない場合、拠出事業にかかるマネジメント。)	
3-2 (1) 組織・行財政マネジメントの更なる改善や課題克服に向けた主要な取組の状況(改革ビジョン・戦略・実施計画等の策定状況、改革計画等の実施状況と成果等)	
・カンボジアを除いた運営委員会メンバー国は、主要ドナー・グループ(PDG:Principal Donors Group)として、ほぼ月例で情報・意見交換を行っている。同 PDG 会合は、日本を含むメンバーが四半期毎に持ち回りで議長を務めている。同会合では、裁判の進捗状況が財政面も含めて報告されるとともに、次年度予算についても、討議・調整されている。 ・特別法廷は、予算の縮減・効率化及び組織の合理化に努めている。予算については、2012 年には国際側及び国内(カンボジア)側それぞれ 35.4 百万ドル及び 10.3 百万ドルであったが、2019 年には 13.1 百万ドル及び 4.9 百万ドル、2020 年には 10.8 百万ドル及び 4.5 百万ドルまで削減させた。更に、予算執行時、経費節減努力により 2020 年	

には 7 百万ドルを上限に補助金の支出が承認されたが、法廷側の予算縮減・効率化努力の結果、実際の支出額は 6.6 百万ドルに抑えられ、残余金は国連に返納された。

・また、人事面では、正規ポスト数については、2012 年には国際側及び国内側それぞれ 175 名及び 292 名であったが、2020 年には 94 名及び 129 名まで削減（経費削減による採用抑制により 2020 年末の職員実数はそれぞれ 73 名及び 126 名）。2021 年には更に 86 名及び 129 名まで削減されている。

・国連行財政問題諮問委員会（ACABQ）の勧告（<https://undocs.org/A/73/448>）のpara 34 により、KR 法廷については、2014 年以後内部監査が実施されていないため、監査を行うことを推奨するとし、第 73 回国連総会決議において本勧告をエンドースした（<https://www.undocs.org/A/RES/73/279>）。これを受けて、2019 年に国連内部監査部（OIOS）が対象期間を 2017 年 1 月から 2019 年 3 月とする内部監査を実施したが、2019 年 8 月にまとめられた報告では深刻な欠陥は見当たらなかったとし、軽微な問題として、法律文書の翻訳作業の迅速化、外国人弁護士の適任性の監督、ESCAP への委任業務の経費に関する再協議、職員の義務的訓練と業績評価の期限内実施が指摘され、法廷事務局が対応している。

3-2 (2) 組織・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案（国際報道等組織内外から提起された疑義等を含む）の概要・対応ぶり。

3-2 (3) 上記 3-2 (1) 及び 3-2 (2) の課題克服等に向けた日本側の働きかけや取組

2010 年に日本が要請して以降、法廷事務局が四半期進捗報告書を作成し、ニューヨークでの主要ドナー・グループ（PDG: Principal Donors Group）会合で配布・説明するようになった。

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況（専門職以上の職員を対象。原則各年 12 月末時点。）

(1) 日本人職員数の増減

過去3年の日本人職員数				☐ 拠出金の使途範囲内（拠出先の部局等） ☒ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2016	2017	2018	平均値	2019	日本人職員の増減	2019
0	0	0	0	0	0	77
2017	2018	2019	平均値	2020	日本人職員の増減	2020
0	0	0	0	1	1	73
備考	特別法廷は、予算合理化と効率性追求の下、職員の採用抑制を行っており、2019 年末時点では予算上 115 名のポストが認められているが、職員数は 77 名（うちカンボジア以外の国籍の者は 33 名）にとどめられた。2020 年末時点では、予算上 94 名のポストが認められていたが、職員数は 73 名（うちカンボジア以外の国籍の者は 32 名）にとどめられた。今後さらに縮小される見込み。					
	日本人職員が少ない理由は、以下の通り。 ① 空席ポストの多くが、法務の経歴を持つ人材を対象としたものであるが、国際刑事分野での実務経験及び高い語学力を含む相当の専門性を持っていることが採用プロセスにおいて重視されており、これに合致する日本人候補者は少ない。					

	② 司法プロセスに限りがあること、及び予算が削減される中で、空席の出るポストの多くが1－6か月の短期雇用のコンサルタント職であり、専門職以上での募集が限定的。 ③ P3～5ポストも雇用期間は1年未満で、国連の正規職員としてキャリアプランが立てづらい。				
(2) 日本人幹部職員数の増減					
過去3年の日本人幹部職員数					
2016	2017	2018	平均値	2019	幹部職員数の増減
0	0	0	0	0	0
2017	2018	2019	平均値	2020	幹部職員数の増減
0	0	0	0	0	0
備考					
(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)					
4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由					